**平成２４年（フ）第４８０３号**
東京都品川区南品川２丁目８―13―201
債務者　有賀　英之
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４８０４号**
東京都台東区西浅草２丁目３－４―201
債務者　栗原富美子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４８０５号**
東京都葛飾区奥戸５丁目15―５―403
債務者　雁部　富義
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４８０６号**
東京都葛飾区奥戸５丁目15―５―403
債務者　雁部喜久榮
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４８０７号**
東京都足立区鹿浜４丁目15―16
債務者　菊池　眞二
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４８２１号**
埼玉県和光市下新倉２丁目19―５―301
債務者　上永　清美
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４８２８号**
東京都東久留米市中央町１丁目19―16―305
債務者　柳川　治清
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４８３５号**
東京都大田区萩中２丁目２－５　高田方
債務者　榊　真由美
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４８４２号**
東京都練馬区関町北３丁目50―２―201
債務者　村山　緑珠
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４８４３号**
東京都葛飾区東堀切１丁目20―７―202
債務者　相澤　健司
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４８５２号**
千葉県八千代市緑が丘２丁目24―２　古角博方
債務者　平野　伸子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４８５３号**
東京都品川区大井６丁目６－５　第二宝ハウス１－Ｂ
債務者　山村　和子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第５０５号**
横浜市青葉区奈良２丁目22番地16　ポワール奈良101
債務者　清水　美加（旧姓金城）
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第５８８号**
横浜市港南区野庭町658番地　野庭住宅８棟103号
債務者　田代知枝子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第５９５号**
横浜市神奈川区松見町４丁目949番地の７　あかねハイツ201号
債務者　磯野　　結
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部